

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

◆ 総説5 平常時と災害時におけるそれぞれの役割 (No.17)

1. 国の役割 (No.18)

◆ 国が行う活動内容の例

- 家庭動物の適正な飼養や同行避難など、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- 【平常時】**
- 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
 - 災害対策に関する関係機関等との連絡調整
-
- 【災害時】**
- 避難所における家庭動物のためのスペースの確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物など）の逸走対策、動物伝染病の予防など衛生管理を含めた動物の管理などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や被災ペット支援活動の状況などに関する情報を収集して提供
 - 必要な際の災害現地への職員の派遣と各種支援活動の実施
 - ペット災害支援協議会との連絡調整
 - 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

2. 自治体の役割 (No.19)

(1) 都道府県、政令市、中核市 (以下、「都道府県等」という。) (No.20)

◆ 都道府県等が行う対策の例

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 災害時のペット対策に関する連携体制の整備 (災害協定、現地動物対策本部の体制、人材育成)
- 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の被災ペット支援活動に関する連携体制の整備に係る調整
- 【平常時】
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- 動物収容施設を設置するための候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄と更新
- 動物由来感染症対策

- 危険動物の逸走などに係る対応 (特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など)
- 被災者と被災ペットについての情報収集
- 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災害支援協議会等との連絡調整やこれらへの支援要請
- 指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
- 被災地市区町村への、ペットとの避難や保護に係る指導と助言
- 避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
- 【災害時】
- 動物愛護推進員への協力の要請など
- 獣医師の派遣依頼と派遣調整
- 現地動物対策本部等の設置の検討
- 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- 被災住民への被災ペット支援活動に関する情報の提供
- 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

2. 自治体の役割

(2) 市区町村 (No.21)

◆ 市区町村が行う対策の例

- ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- 【平常時】
 - ペットとの同行避難も含めた避難訓練
 - 避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知
- 【災害時】
 - ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
 - 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
 - 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供
 - 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
 - 都道府県や現地動物対策本部等が行う被災ペット支援活動の要請と連携協力
 - 被災住民などへの被災ペット支援活動に関する情報の提供

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

3. 獣医師会の役割 (No.22)

(1) 日本獣医師会 (No.23)

◆ 日本獣医師会が行う主な支援と協力の例

- 災害対策のあり方検討と啓発
- 災害対応獣医師の養成
- 【平常時】 • 飼い主への普及啓発
- 災害対策訓練の実施
- 【災害時】 • 被災地動物対策本部 事務局への支援
- 被災地動物対策本部 被災者・被災動物への支援

(2) 地方獣医師会 (No.24)

◆ 地方獣医師会が行う主な支援と協力の例

- 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- 動物由来感染症対策
- 【平常時】 • ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整
- 都道府県等が実施する被災ペット支援活動への協力
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 現地動物対策本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して被災ペット支援活動を実施
- 【災害時】 • 避難所などへの獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 負傷動物などの治療や保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡など）

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

4. 民間団体・民間企業等の役割 (No.25)

(1) 民間団体 (No.26)

◆ 民間団体が行う支援と協力の例

- ・ 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- 【平常時】**
- ・ ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
 - ・ ペット災害支援協議会などの他の民間団体との協力関係の構築
-
- ・ 救援物資の配布協力
 - ・ ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- 【災害時】**
- ・ 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
 - ・ ボランティアの管理などへの協力
 - ・ その他、自治体等が必要とする支援への協力

(2) 民間企業等 (No.28)

◆ 民間企業が行う主な支援と協力の例

- ・ ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- 【平常時】**
- ・ 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
 - ・ 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり
-
- ・ ペット用品などの提供
- 【災害時】**
- ・ 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
 - ・ 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

4. 民間団体・民間企業等の役割

(3) ペット災害支援協会 (No.29)

◆ ペット災害支援協議会が行う主な支援と協力の例

- 一般飼い主向けの普及啓発
- 【平常時】• 業界内での情報共有と普及啓発
- 自治体等との連携構築

- 被災地動物対策本部（自治体、地方獣医師会等）への物資提供（無償提供）
- 【災害時】• 被災地動物対策本部（自治体、地方獣医師会等）への物資提供（有償提供）
- 支援物資の輸送
- 被災したペットのトリミング等サービスの提供

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

5. 現地動物対策本部の役割 (No.30)

◆ 現地動物対策本部等が行う活動内容の例

【平常時】

- 現地動物対策本部等の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担など）
- 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容など）
- 支援金の受入れ口座等の準備
- 構成団体間の連絡体制の整備

【災害時】

- 情報収集と関係機関への連絡、広報活動（ペット災害支援協議会への支援要請と調整を含む）
- 物資の調達と配布
- ボランティアの確保・配置・管理
- 支援金の募集と活用
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れに関わる市区町村への要請
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- 相談窓口の設置
- 保護が必要な動物への対応
- 動物保護施設の設置や運営
- 被災ペットの治療や一時預り、譲渡などに係る、動物病院への協力要請
- 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《総説5 要点(案)抜粋》

6. 飼い主の役割 (No.31)

◆ 飼い主が行うべき対策の例

- 住まいや飼養場所の防災対策
 - ペットのしつけと健康管理
 - 不妊・去勢処置
 - ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- 【平常時】**
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
 - 避難所や避難ルートの確認などの準備
 - 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
 - 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
 - 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
 - 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）
-
- 【災害時】**
- 人とペットの安全確保
 - 避難が必要な際のペットとの同行避難
 - 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応 (No.34)

自治体等が行うペットの災害対策には、平常時に行う人とペットの災害対策に関する普及啓発や体制の整備と、災害時に飼い主自身が行う飼養管理に対する支援、飼い主の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある。

1. 平常時 (No.35)

(1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発 (No.36)

<実施項目>

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練

(2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備 (No.37)

<実施項目>

1) 災害時協定

- 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備（広域支援・受援体制の整備）

2) 現地動物対策本部等の体制

- 現地動物対策本部等の設置要項等の作成
- 関係団体等との協定の締結
- 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- 動物保護施設の設置候補地の検討

3) ペット災害支援協議会との連携

- ペット災害支援協議会との連携構築

4) 人材育成

- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応

1. 平常時

(3) 必要な物資の備蓄・更新 (No.42)

<実施項目>

- ・ 災害時のペット対策に必要な物資リストの作成
- ・ 物資の備蓄
- ・ 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

(4) 支援金の募集方法の検討 (No.43)

<実施項目>

- ・ 自治体や現地動物対策本部等による支援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

(5) 災害時の放浪動物の取扱いの検討 (No.44)

<実施項目>

- ・ 放浪動物の保護と保管
- ・ 負傷動物の治療
- ・ 飼い主探しと返還

(6) 飼い主のいる動物の取扱いの検討 (No.45)

<実施項目>

- ・ 動物の一時預かり
- ・ 負傷動物の治療
- ・ 避難所や仮設住宅等での飼養管理の助言
- ・ 飼養に必要な物資の提供や貸出

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応

2. 災害発生時時の初期対応（発災当日～翌日）（No.46）

（1）現地動物対策本部の設置の検討（No.47）

<実施項目>

- 現地動物対策本部等の設置の要否の判断
- 構成要員の確保

（2）飼い主（ペット飼養者）への支援（No.48）

<実施項目>

- 安全な避難場所への誘導
- 負傷動物への獣医療の提供

（3）情報収集・体制の確立（No.49）

<実施項目>

- 被害状況の把握
- 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保
- 初動要員の確保
- ペットと特定動物に関する情報の収集

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応

3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）（No.50）

（1）関係団体等との連絡調整及び支援の要請（No.51）

<実施項目>

- ・ 相談窓口での情報収集と整理
- ・ 災害時協定の締結機関や支援団体への支援要請
- ・ 備蓄品や支援物資の配布
- ・ ボランティアの要請と受入
- ・ **支援金の募集**

（2）受援体制の整備（No.52）

<実施項目>

- ・ **広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ**

（3）ペットに関する情報窓口の設置と一元化（No.53）

<実施項目>

- ・ ペットに関する相談窓口の設置と運営
- ・ 対応要員、連絡体制の確保
- ・ 相談窓口の連絡先の周知（各避難所管理者、市区町村担当、在宅避難者）
- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集
- ・ 情報の整理と提供（各避難所管理者、市区町村担当、関係団体、報道機関など）

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応

3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

（4）負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応（No.54）

<実施項目>

- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡
- 必要に応じ、動物保護施設を設置・運営

（5）放浪ペットへの対応（No.55）

<実施項目>

- 放浪ペットの保護と保管
- 負傷動物の治療
- 飼い主探しと返還

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応

4. 避難生活での飼い主支援 (No.56)

(1) 物資の支援 (No.57)

<実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援 (No.58)

<実施項目>

- ・ 被災市区町村の指定避難所等でのペットの飼養に係る指導助言

(3) 動物由来感染症の予防の措置 (No.59)

<実施項目>

- ・ 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- ・ 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- ・ 地方獣医師会との連携（災害時のペットの診察について）
- ・ 動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導

(4) 一時預り体制の整備・対応 (No.60)

<実施項目>

- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 動物愛護部局で行う対応

4. 避難生活での飼い主支援

(5) ボランティアの要請と受入れ (No.61)

<実施項目>

- ・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
- ・ 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間などを整理して募集
- ・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協力を要請

(6) 応急仮設住宅での飼い主支援 (No.62)

<実施項目>

1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居

- ・ 応急仮設住宅での設置・管理者との協議
- ・ ペット飼養のルール作り
- ・ 飼い主に対する適正な飼養指導や支援

2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携によるペットの飼養方法の決定

※ 1) との統合を検討)

3) ペットの適正飼養の指導

- ・ 応急仮設住宅における飼養ルールの決定と周知
- ・ 「飼い主の会」の設置指導
- ・ 応急仮設住宅における飼養状況の把握

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応 (No.66)

【ポイント】

自治体等が、避難所においてペットを連れた被災者が必要とする支援を担うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することに繋がり、ペットの健康と安全の確保に寄与する。それと同時に、ペットを飼養しない利用者とのトラブルを最小化させ、全ての避難所利用者の生活環境の保全を図ることになる。

1. 平常時 (No.67)

(1) 人とペットの災害対策に関する避難場運営者との調整 (No.68)

基礎自治体、 避難所運営者	ペットの受入れについて避難所運営者および関係部署との調整
	地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	介護犬（盲導犬、聴導犬）の飼養状況の把握
	受入れが出来ない場合の代替方法の検討
	同行避難訓練の実施
都道府県、 政令市、中核市 (防災担当)	ペットの受入れについて基礎自治体および関係部署との調整
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	受入れが出来ない場合の代替方法の検討
	同行避難訓練の実施
都道府県、 政令市、中核市 (動物担当)	ペットの受入れについて基礎自治体および関係部署との調整
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	介護犬（盲導犬、聴導犬）の飼養状況の把握
	受入れが出来ない場合の代替方法の検討
	同行避難訓練の実施

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

1. 平常時

(2) ペットの災害対策に関する連携対策の整備 (No.70)

1) 自治体内での連携 (No.71)

動物担当

と

防災担当

の連携

(都道府県、政令市、中核市、基礎自治体)

災害対策本部との連絡体制の構築

発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討

ペットの受入れについて避難所および関係部署との調整

地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有

受入れが出来ない場合の代替方法の検討

同行避難訓練の実施

ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討

物資等の輸送、供給対策

ペット飼養可能な仮設住宅の整備

動物担当

と

社会福祉担当

の連携

(都道府県、政令市、中核市、基礎自治体)

補助犬（盲導犬、聴導犬）の飼養状況の把握

ペット飼養者が要配慮者である場合の連絡体制の構築

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

1. 平常時

(2) ペットの災害対策に関する連携対策の整備

2) 他自治体との連携 (No.72)

動物担当 (都道府県、政令市、中核市、基礎自治体) と 他自治体 の連携	広域支援・受援体制の整備
	ペットに関する窓口設置の検討
	物資の調達体制の検討

3) 民間企業・団体との連携 (No.73)

動物担当 (都道府県、政令市、中核市、基礎自治体) と 民間企業・団体 の連携	広域支援・受援体制の整備
	必要に応じた協定の締結
	物資の調達体制の検討
	ペットボランティアの育成・登録
	関係機関との連絡体制の構築

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

1. 平常時

(3) 情報の収集及び共有方法の検討 (No.74)

都道府県、政令市、中核市、基礎自治体、
(各担当共通)

被災者と避難動物に関する情報収集と共有方法の検討

情報窓口の一元化の検討

(4) 応急仮設住宅でのペットの受入れに関する市区町村との調整 (No.75)

動物担当
(都道府県、政令市、中核市)
と
基礎自治体
の連携

災害時のペット対策や**応急仮設住宅**などでのペットの受入れに関する地域防災計画への記載

関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整

災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペットの受入れに関する方針の周知と理解の促進

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

2. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）（No.76）

● 災害発生時の初期に、自治体等が行う避難所対応と担当機関（No.77～81）

	(1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）	(2) 被害状況の把握・情報収集	(3) 飼い主（ペットの飼養者）への支援
基礎自治体、 避難所運営者	安全な避難場所への誘導	被害状況の把握	避難所でのペット飼養スペースの確保
	避難所でのペット同行避難者の受入れ	同行避難に関する情報の収集	物資支援
	収容頭数を超えるなど受入れができない場合には、他の避難所の情報を提供		
都道府県、 政令市、中核市 （防災担当）	安全な避難場所への誘導の支援	被害状況の把握	物資支援
	市区町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援	避難所におけるペット受入れ状況の確認	
都道府県、 政令市、中核市 （動物担当）	被災地市区町村へのペットの避難に係る指導助言	災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保	負傷動物への獣医療の提供
	避難所の収容頭数を超えるなど受入れができない場合には、一時預かり先等の情報を基礎自治体に提供	初動要員の確保	動物の一時預かり
		ペットと特定動物に関する情報の収集	物資支援
		避難所におけるペット受入れ状況の確認	

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）（No.82）

● 災害発生時の2日目以降に、自治体等が行う避難所対応と担当機関（No.83～84）

	(1) 他部署・自治体との連絡調整及び情報共有の要請	(2) 受援体制の整備
基礎自治体、 避難所運営者	災害対策本部との情報共有	支援ニーズの把握
	ペットに関する窓口の設置	支援物資保管場所の整備
都道府県、 政令市、中核市 (防災担当)	基礎自治体からの情報収集	広域支援の要請検討
	担当窓口の設置	支援物資保管渠底の整備
	広域支援体制の基づく応援の要請	広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ
都道府県、 政令市、中核市 (動物担当)	災害対策本部からの情報収集	地方獣医師会との連携
	担当窓口の設置	支援物資保管場所の確保
	広域支援体制の基づく応援の要請	広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

4. 災害時のペット対策（長期にわたる避難への対応）（No.85）

● ペットの適正飼養の指導（No.86）

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。

● 避難生活の長期化に対して、自治体等が行う避難所対応と担当機関（No.87～89）

	（1）一時預かり、分散避難等さまざまな避難形態との併用	（2）長期避難への備え（避難所の統廃合、デイケア等）	（3）夏場や冬場での対応と必要な備え
基礎自治体、 避難所運営者	避難所等における被災者の生活対策	避難所再編時におけるペット飼養スペースの確保	避難所における飼養環境の整備
	飼い主へのペット飼養環境の選択肢についての助言	避難所の再編成や仮設住宅への移動の際のペットの運搬手段の確保	
都道府県、 政令市、中核市 （防災担当）		避難所の再編成や仮設住宅への移動の際のペットの運搬手段の確保	
都道府県、 政令市、中核市 （動物担当）	一時預りに関する指導・助言	日中のペット一時預り（デイケア）等に関する助言	避難所における飼養環境の指導・助言
	基礎自治体、避難所運営者へのペット飼養環境の選択肢についての助言・指導		

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 自治体で行う避難所対応

5. 避難生活での飼い主支援 (No.91)

(1) 避難所での飼養環境のあり方とリスク (No.92)

<実施項目>

- ・ 避難所でのペットの飼養に係る指導助言

(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援 (No.99)

<実施項目>

物資支援と平時からの備蓄

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

(3) 応急仮設住宅での同伴入居 (No.101)

<実施項目>

1) 応急仮設住宅等におけるペットの受入れ調整

- ・ 応急仮設住宅等でのペット受入れ調整
- ・ 応急仮設住宅等でのペット飼養のルール作り
- ・ 飼い主に対する適正な飼養指導や支援
- ・ 自立支援を基本としたペット飼養支援

2) 必要な支援の調整

- ・ 応急仮設住宅等でのペット飼養に関する物資の支援 (ケージ等)

6. ペットの災害対策活動の終息の考え方 (No.106)

現地動物対策本部等の解散や動物保護施設の閉所などについては、復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況などを総合的に勘案して、その時期を判断する。

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 一般飼い主への啓発 (No.107)

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのため自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。飼い主に普及啓発すべき事項として、「1. 平常時の備え」、「2. 災害発生時の行動」を以下に示した。

1. 平常時の備え (No.108)

(1) 防災対策 (No.109)

■ 住まいの防災対策

- ・ 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ・ 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ・ ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

(2) ペットのしつけと健康管理 (No.110)

【犬の場合】

- ・ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ・ ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 不必要に吠えないようにしつける。
- ・ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・ 狂犬病予防接種に加え各種ワクチンを接種する。
- ・ 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- ・ 不妊去勢措置を行う。

【猫の場合】

- ・ ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・ 各種ワクチン接種を行う。
- ・ 寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ 不妊去勢措置を行う。

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 一般飼い主への啓発

1. 平常時の備え

(3) ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示） (No.111)

<実施項目>

- 首輪等への迷子札の装着
- 首輪等への鑑札の装着（犬の場合の義務）
- 狂犬病予防注射済票の装着（犬の場合の義務）
- マイクロチップの装着の検討（未装着個体）
- マイクロチップへの飼い主情報の登録（装着済個体）

(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保 (No.112)

<実施項目>

- ペットの避難用品の準備

(5) 情報収集と避難訓練 (No.113)

<実施項目>

- 災害時のペット対策に関する相談窓口の確認
- 避難所でのペット受入れ状況の確認

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 一般飼い主への啓発

1. 平常時の備え

(6) 自分に合った避難行動を把握 (分散避難関係) (No.114)

<実施項目>

- 飼い主による飼養環境の選択

(7) 在宅避難 (No.115)

<実施項目>

- 自宅の安全性の確認
- 災害に備えたペット用品の備蓄

(8) 家族や地域住民との連携 (No.116)

<実施項目>

- 連絡方法や集合場所の確認
- ペットの避難方法や役割分担の確認
- 留守中の対処方法と協力体制の確認
- 緊急時のペットの預け先の確保
- 物資の持ちよりや共同飼養などの申し合わせ

(9) ペットの一時預け先の確保 (No.117)

<実施項目>

- 緊急時のペットの預け先の確保

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 一般飼い主への啓発

2. 災害発生時の行動 (No.118)

(1) 飼い主の安全確保・状況確認 (No.119)

<実施項目>

- 飼い主地震の安全確保
- 災害の状況について正確な情報の収集

(2) 避難の判断 (No.120)

<実施項目>

- 情報に基づき自宅に待機するか安全な場所に避難するかを判断

(3) ペットとの同行避難の形 (No.121)

<実施項目>

- ペットとの同行避難
- 災害の種類や自身の被災状況等に応じた対応

(4) 避難中のペットの飼養環境 (No.122)

<実施項目>

- ペットの飼養環境の選択と確保

(5) 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼育マナーの遵守と健康管理 (No.124)

<実施項目>

- 避難所や応急仮設住宅での適正な飼養管理

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 各主体の連携について (No.134)

1. 防災部局と動物関係部局との連携 (No.135)

【平常時】

- ① 災害対策本部との連絡体制の構築
- ② 関係機関との通信手段の検討
- ③ ペットに関する窓口設置の検討
- ④ 既存施設を利用した被災ペット保護施設の検討
- ⑤ 同行避難を想定した災害別ハザードマップの整備
- ⑥ ペットの受入れが可能な避難所の整備
 - ・ 同行避難者受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備
 - ・ ペットの受入れについて避難所および関係部署と調整
 - ・ 地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
 - ・ 受入れが出来ない場合の代替方法の検討
 - ・ 同行避難訓練の実施
- ⑦ 在宅避難者への対応方法の検討
 - ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討
- ⑧ 既存施設を利用した被災ペット保護施設の検討
 - ・ 既存の施設での負傷ペットの保護及びペットの一時預かりを検討
- ⑨ ペット飼養可能な仮設住宅の整備
 - ・ 仮設住宅におけるペットの受入れについての検討

【災害時】

- ① 災害対策本部との情報共有
- ② ペットに関する窓口を一元化・関係機関との情報共有
- ③ 避難所における飼養環境の整備
 - ・ ペット受入れ状況の確認
 - ・ 避難所でのペットスペースの確保
 - ・ 飼い主の会設置を促す
 - ・ 避難所のルール策定を促す
 - ・ 収容頭数を超えるなど受入れが出来ない場合には、一時預かり先や他の避難所の情報提供を行う
- ④ 在宅避難者への対応
 - ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 各主体の連携について

2. 動物関係部局と福祉部局との連携 (No.136)

【平常時】

- ① **特別な配慮が必要な人への対策**
 - 補助犬（盲導犬、介護犬、聴導犬）の飼養状況の把握と連絡方法の検討
 - 要配慮者のペット飼養者の把握と対応方法の検討
 - 福祉部局との情報共有
- ② **ペットボランティアの育成・登録**
 - 都道府県等によるペットボランティア研修等の協力
 - 関係機関との連絡体制の構築

【災害時】

- ① **ペット飼養者が要配慮者である場合の対応**
 - 社会福祉担当部署との情報共有
 - 必要に応じ、都道府県または現地動物対策本部等に対しペットの一次預かりの要請
- ② **介護犬（盲導犬、聴導犬）の受入れ**
 - 社会福祉担当部署との情報共有
 - 介護犬（盲導犬、聴導犬）が同居できる環境の確保
- ③ **ペットボランティアの支援要請と確保**
 - 飼養者のニーズの把握
 - ペットボランティアの受入れ
- ④ **仮設住宅における飼養環境の整備**
 - ペット受入れ状況の確認
 - ペットの受入れ可能な仮設住宅の情報提供

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 各主体の連携について

3. 動物関係部局と住宅関係部局との連携 (No.137)

【平常時】

- ① **ペット飼養可能な仮設住宅等の整備**
 - ・ 仮設住宅におけるペットの受入れについての検討
 - ・ 災害公営住宅におけるペット受入れについて検討

【災害時】

- ① **仮設住宅における飼養環境の整備**
 - ・ ペット受入れ状況の確認
 - ・ ペットの受入れ可能な仮設住宅の情報提供
- ② **災害公営住宅における飼養環境の整備**
 - ・ ペット受入れ状況の確認
 - ・ ペットの受入れ可能な災害公営住宅の情報提供

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 各主体の連携について

4. 都道府県と市区町村との連携 (No.138)

【平常時】

- ① 関係機関との通信手段の検討
- ② ペットに関する窓口設置の検討
- ③ ペットの受入れが可能な避難所の整備
 - ・ 同行避難者受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備
 - ・ ペットの受入れについて避難所および関係部署と調整
 - ・ 地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
 - ・ 受入れが出来ない場合の代替方法の検討
 - ・ 同行避難訓練の実施
- ④ 在宅避難者への対応方法の検討
 - ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討
- ⑤ 物資等の輸送、供給対策
 - ・ 受援体制の整備
- ⑥ ボランティアとの協働活動
 - ・ 関係機関との連絡体制の構築
- ⑦ ペット飼養可能な仮設住宅の整備
 - ・ 仮設住宅におけるペットの受入れについての検討

【災害時】

- ① 災害対策本部との情報共有
- ② ペットに関する窓口を一元化・関係機関との情報共有
- ③ 避難所における飼養環境の整備
 - ・ ペット受入れ状況の確認
 - ・ 避難所でのペットスペースの確保
 - ・ 飼い主の会設置
 - ・ 避難所のルール策定
 - ・ 収容頭数を超えるなど受入れが出来ない場合、一時預かり先や他の避難所の情報提供
- ④ 在宅避難者への対応
 - ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援
- ⑤ 物資等の輸送、供給
- ⑥ ボランティアとの協働活動
 - ・ ペットボランティアの支援要請と確保
- ⑦ ペット飼養可能な仮設住宅の整備
 - ・ ペット受入れ状況の確認
 - ・ ペットの受入れが可能な仮設住宅の情報提供

「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版《本編項目と要点(案)抜粋》

◆ 各主体の連携について

5. 自治体と民間企業・団体との連携 (No.139)

【平常時】

- ① **物資等の輸送、供給対策**
 - ・ 広域支援側の連携、調整
 - ・ 受援体制の整備
- ② **ボランティアとの協働活動**
 - ・ 関係機関との連絡体制の構築

【災害時】

- ① **物資等の輸送、供給対策**
 - ・ ペット関係資材の要請と確保
 - ・ 受援体制の整備
- ② **ボランティアとの協働活動**
 - ・ ペットボランティアの支援要請、受入れ